

大和市告示第156号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市総務部収納課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和8年9月29日

大和市長 古谷田



1 送達すべき書類

固定資産税・都市計画税（令和8年度第2期）及び国民健康保険税（令和7年度第2期及び第3期並びに令和8年度第2期）の督促状

2 前項に掲げる書類の送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり。

固定資産税・都市計画税

送達を受けるべき者の氏名・名称	年度	年度分	通知書番号	期別
関 典子	R 8	R 8	240176	2 期
川原 翔	R 8	R 8	420310	2 期
松浦 良	R 8	R 8	424846	2 期

国民健康保険税

送達を受けるべき者の氏名・名称	年度	年度分	通知書番号	期別
遠藤 松吉	R8	R8	70572	2 期
末村 雅史	R8	R8	82910	2 期
山崎 隆二	R8	R8	88323	2 期
山下 優子	R7	R7	91642	2 期
山下 優子	R7	R7	91642	3 期
寶川 弘明	R8	R8	94650	2 期
安孫子 智実	R8	R8	111350	2 期
林 善美	R8	R8	124400	2 期
岩上 孝	R8	R8	126381	2 期
小澤 裕樹	R8	R8	131342	2 期
眞水 忠	R8	R8	134902	2 期
佐々木 孝之	R8	R8	144800	2 期
杉崎 樹	R8	R8	175161	2 期
小宮 真二	R8	R8	178284	2 期
高本 俊行	R8	R8	180475	2 期
清水 宏則	R8	R8	186198	2 期
堀田 一	R8	R8	194115	2 期
新井 貴子	R8	R8	195057	2 期
野口 輝夢	R8	R8	231320	2 期